

保護者各位

福島県立会津工業高等学校長

学年末・学年始休業中の過ごし方について（お願い）

日頃から本校の教育活動につきましてご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、3月2日（月）から臨時休業、3月20日（金）から4月7日（火）までの19日間は学年末・学年始休業となります。この期間、生徒諸君にとりましては、進級という学校生活の節目となる意義深く重要な時期です。また、新年度に向けて充実した生活を送り、一人一人が自発的・自律的に生きる力を身に付ける絶好の機会でもあります。しかしながらこの期間は、長期間学校生活を離れることで、気が緩み、思わぬ大きな事故にあったり、事件に巻き込まれたりする恐れの大きな時期でもあります。

つきましては、保護者の皆様には、お子様がこのような不幸な状況に陥ることのないよう、十分注意を頂くとともに、事故防止に向けたご指導をよろしくお願いします。

なお、学年末・学年始休業中には特に下記の点にご留意ください。また、臨時休業中の対応については、裏面をご確認いただき、ご指導・ご協力をお願いします。

記

1 問題行動の未然防止

- 1) 窃盗（万引き・自転車盗など）の防止
- 2) 飲酒・喫煙・深夜徘徊（**夜10時以降は補導の対象です**）等の不良行為の防止
- 3) スマートフォンや携帯電話を利用した非行事故の防止（出会い系サイト・不健全なサイトへの接続）
- 4) 無断外泊・家出・独立した勉強部屋等での不良交友等の防止
- 5) 薬物乱用や性の逸脱行為の防止

2 被害の防止

- 1) わいせつ・痴漢被害の防止
- 2) 暴力被害の防止
- 3) 恐喝・盗難被害の防止



3 交通事故の防止

- 1) 自転車事故の防止（被害事故だけでなく、加害事故にも注意）
- 2) 無免許での二輪車・四輪車運転の防止
- 3) 無断運転免許取得の防止

● 4 + 1 ない運動

- 高校生は （1）免許を取らない （2）車を持たない
 （3）運転しない （4）乗せてもらわない
（プラス1）保護者は子どもの要求に負けない

★ 終業式 令和2年3月3日（火） ★ 離任式：令和2年3月26日（木）
★ 始業式 令和2年4月8日（水）
★ 連絡先 会津工業高等学校：0242（ 27 ）7456
 ホームルーム担任： _____（ ）

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業中の生徒指導・学習指導等への対応について

この度の臨時休業にあたり、保護者の皆様には趣旨をご理解いただき、学校と家庭が連携・協力して、この緊急事態を乗り越えることができるよう、よろしくお願いします。また、臨時休業期間中であっても、お子様が食事や起床・就寝等の基本的な生活習慣を乱すことがないように、家庭でもご指導・ご協力をお願いします。

記

1 学習指導について

- 1) 次年度への目標を持つとともに、休業中の具体的な計画を立て、規則的な生活を送りましょう。
- 2) 授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることがないように、自分に必要な学習課題を設定するとともに、休業中の課題に意欲的に取り組み学力の向上を図ること。

2 生徒指導について

- 1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を理解し、基本的に自宅で過ごす。
- 2) 事件・事故の未然防止に努め、生徒一人一人が、新年度に向けての準備や希望を描きながら充実した生活を送るように努める。

3 健康面について

- 1) 風邪やインフルエンザへの対策と同様に、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行う。
- 2) 臨時休業中は、人混みや繁華街への外出等、不要な外出を控える。
- 3) 免疫力を高めるために、バランスのよい食事、十分な睡眠、室内での運動の工夫など規則正しい生活を送る。
- 4) 感染拡大の防止の観点から、できる限り健康状態の確認（検温等）を行う。
- 5) 適切な環境の保持のため、自宅でもこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努める。
- 6) 自宅待機中の健康観察を厳重に行い、下記のような症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従う。（会津保健福祉事務所 TEL 0242-29-5203）

① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合

（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）

② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

※ 基礎疾患がある児童生徒が上記の状態が2日続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従う。

- 7) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は速やかに家庭から学校へ連絡をお願いします。

4 部活動や対外的な交流イベントについて

- 1) 部活動及び対外的な交流イベントなど地域の児童生徒等が集まる行事、大会等へは参加しない。

5 その他

- 1) 臨時休業は、3月2日から19日であり、この期間のアルバイトや部活動は禁止です。